

予算特別委員会会議録(5)			
日 時	平成10年12月16日(水)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時02分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	中村委員長、新野副委員長、前田・鈴木・大竹・斉藤・佐野・ 佐々木(勝)・武井・浅田・西脇・高階 各委員		
説 明 員	市長、本保監査委員、平野・小原両助役、収入役、教育長、水道局長 総務・企画・財政経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・ 学校教育・社会教育各部長、国体準備・小樽病院・監査委員各事務局 長、保健所長、消防長、土木部参事 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員 長			
署 名 員			
署 名 員			
書 記			
記録担当			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議宣告。署名員に大竹・佐野両委員を指名。付託案件を一括議題とする。これより理事者から報告を受ける。

「アール・アイに対する金銭貸借契約書(案)について」

(活対)八木主幹

(株)アール・アイ貸付金契約書類の最終案について報告する。

初めに、金銭貸借契約書について、12月11日に提出した資料から変更した条文について説明する。

第2条は利息についての条項である。短期プライムレートを基に、第1項で「利息は1.5%」とし、第2項で「前項の利率を変更する場合は、その都度甲から乙へ文書で通知するものとする。ただし、上限利率は年3%とする。」となっていたが、「前項の利率を変更する場合は、その都度甲乙協議の上決定するものとする。」に改めた。これは、来年3月末まで短プラが3%を上回ることはない、との予測から上限を定めていたが、短プラは変動することを考慮し、双方協議することとした。

第4条は「貸付金の返済」についてだったが、条文中に利息の支払も含まれているため「貸付金の返済及び利息の支払い」に改めた。

第5条は遅延損害金についての条項だが、条文中「貸付金を返済しないとき」を「元金及び利息を返済しないとき」と改め、利息についても遅延損害金の対象とした。

第6条は期限利益の喪失についての条項である。第1号に「利息を期限に支払わないとき」とあったが、この貸付けは単年度貸付であり、年度末に利息を一括して支払うこととしているため、この号にあたるケースはないと判断し削除することとし、以下、号を一つずつ繰り上げた。また、第5号(旧案第6号)括弧書きにある「後順位の抵当権及び根抵当権を除く」の位置を変更している。

第7条は根抵当権の設定についての条項だが、2行目にあった「各条項のほか、この約定を承認のうえ」を「各条項の規定により」と改め、括弧書きにあった「順位第1番は住宅金融公庫」を「順位第1番は住宅金融公庫とする。」と改め、位置を変更している。

第8条は連帯保証人の設定についての条項である。根抵当権設定契約証書第9条をここで一括して義務付けることとし、第2項を加えたものである。また、第1項にあった「この約定を承認のうえ」を削除した。

次に、根抵当権設定契約証書について11月27日の中心市街地活性化特別委員会に提出した資料から変更した条項について説明する。

第3条は根抵当物件の保全についての条項である。第1項があったが、住宅金融公庫が第1順位で、小樽市は第2順位の抵当権者であることから、これを削除した。また、第2項中の「すべて」を削除した。

第4条は通知義務等についての条項である。第2項について、登記された根抵当権は条文中の事実が生じた場合でも担保されるので、敢えて必要なしと判断し削除した。また、見出しを「通知義務」と改めた。

第5条は保険についての条項である。付設建築物が来年6月に竣工し登記の手続きを行う際、この持分についても共同担保として追加設定を予定しているため加えている。第3項については、第1項により義務付ける火災保険のほか、利子保険等について任意に契約する場合にも質権を設定することを考えていたが、現在利子保険は、用途が住宅に限られており、他に該当する保険は考えられないことから、削除することとした。

第9条は連帯保証人の保証・担保保存義務についての条項である。金銭貸借契約書において統一することとしたため、全文を削除した。また、これにより、1枚目に記載された連帯保証人は削除した。

委員長

これより総括質疑に入る。

斉藤委員

アール・アイとの契約について

大方の文言が訂正され、ようやく話を聞いてくれた、質問した甲斐があったと思う。しかし、本契約まであと2日と迫っており融資の実行も考えると、あまりにもぎりぎりの修正処理であり、これまでの数カ月間何をやってきたのかと指摘せざるを得ない。この修正に至った経緯を説明せよ。

(活対)八木主幹

3定終了後、契約書を作成するにあたり、銀行・司法書士・住金から資料を取り寄せ、原案作成作業を10～11月にかけて行っていた。11月に入り、市の各部局とも相談しながら作成し、11月末に原案ができたので中心市街地活性化特別委員会に示した。その後、指摘を受けた事項もあり内部での検討を続けていたが、先日議会資料の提出要求もあり、まだ途中であったが提出した。司法書士・弁護士にも相談していたが、最終的な部分の確認をし、昨日までに各部局との調整も全て終わり、(株)アール・アイにもその最終案を見てもらい了解を得たので、明日決裁を滞りなく済ませ、18日には契約を締結する運びとなっている。

斉藤委員

今、私がここで修正の質問・議論をしたところで、さらなる訂正はもう物理的に不可能だということになると思うがどうか。

市街地活性化対策室長

最終案として提出したが、これについては弁護士との協議の中でも、違法性はなく特に問題ないといわれており、また、相手方であるアール・アイとの協議の中でもこれでよいとの最終合意を得ているとの考えから、この案を進めていきたいと考えている。

斉藤委員

市とアール・アイの合意は当然必要なことであるが、今回の場合は市の直貸しであって議会としてはチェックする立場にある。だからこそ、合意の前に市の融資条件をきちんと固めるのが筋である。

根抵当権設定契約証書の第5条第1項に、「小樽市の指定する金額及び」云々とあるがここは「承認する保険会社」という文言を入れたほうが親切である。

問題の金銭貸借契約書第2条の上限3%という条項は、これまでの議会答弁とも異なるし金銭消費貸借契約のルールに反し論外である。そこで理事者は「その都度甲乙協議の上」との文言を入れたが、契約だから後でいくつもの解釈ができるものでは困るのだからこれは厳密に言えば「市の調達レートによる」とするのが議会答弁からの筋である。つまり、小樽市は利息についてはプラスもなければマイナスもないということを明記すべきだったわけである。甲乙協議というが、協議自体あるいは協議内容を拒否されたら一体どうするのか。そういうことを想定していたのか。

(活対)八木主幹

毎年度貸付けるので次年度貸付についても当然お互いの信頼関係もある。一般に短プラが上がる状況では長期プライムレートも上がるので、その中で当然申入れを聞いてもらえるものと思う。仮に双方がよければ貸し付けないということもありうるかと思う。

市街地活性化対策室長

アール・アイへの金銭消費貸借については、高い公共性や市がこの再開発事業を支援するという考えから貸し付けるものであり、たとえ拒否という事態が生じても双方合意を得るべく粘り強く努力していくことになると思う。

斉藤委員

現実には、拒否すれば相手方としては融資がおりず資金不足に陥るから協議に応じることが多いだろう。しかし、

「粘り強く」とは極めて曖昧である。それは「願い」であってそのとおりにならないときの最後のよりどころが契約書であることは指摘しておく。もう何を言っても直らないから指摘にとどめる。

この契約書には25年間貸し続けるということは書いていないが、その点は整理されたのか。

市街地活性化対策室長

単年度契約なので、「25年間」という文言を契約書に載せることが適切かという判断があり、また、「25年間」が担保されていないのではないかと指摘も受けたが、3定の議論の中で市の意思として答弁しているし、アール・アイとしても契約書への記載まで求めない、双方の信頼関係の中で確立しているということで契約書には付記しなかった。

斉藤委員

それもまた「願い」である。信頼関係が保たれれば紛争は起きない。ただ、「25年間貸す」と付記するには貸さない条件も明確にしなければならず、条項がさらに増えることになり、今となっては非常に難しい。

平成11年3月31日時点でアール・アイの債務額は3億5,000万円になる。しかし、同日でさらに3億5,000万円貸し付けないと年度を越すことができない。つまり市に返済されないことになる。そうすると、根抵当権設定金額は3億5,600万円だが瞬間的に7億円になってしまうことをどう説明するのか。

市街地活性化対策室長

アール・アイの決算期間としては7億ということになるが、支払期限は3月31日だから、7億にはならない。

斉藤委員

それは、契約書の中に「融資金額は年度を越えたら支払に充てる」と特記しなければならないものである。1,400万円ずつアール・アイが持ち出して25年間の転がし金額を減価崩ししていく。でも単年度決済だから一時的に動かす金は3億5,000万円から始まる。だから再度貸し付けた金は必ず返済に充てるという条文が必要になる。信頼関係というが、このような発想自体なかったと思う。同時に決済するからである。だから、何かあったときには、単なる貸付金だから貸付用途を確認していない限り事故の可能性はある。これも今となっては、の話である。

議会意思としてこの貸付が決定されたのは3定だが、土壇場になって漸く契約が結べるようになったということについては、後手に回った感がある。間に合ったからよいのではなく、もっと早くに専門家に依頼すべきであった。その手続きについて市長の考えを伺いたい。

市長

いろいろご指摘を頂いたが、こうした事務的なことは議決を頂いたらその趣旨に沿い、契約書など細部を審議されなくてもきちんと処理すべきものであり、その意味で対応の悪さを反省しなければならない。契約に関しては当事者同士の話し合いであるから、応じなければどうするのかということまでも規制するような規定は必要なのではないか。民法の基本たる信義誠実の原則に沿って互いに自主的に話し合って実施していくものなので、どこまで絞るかということにも限界があると思う。しかし、貴重な3億5,000万円を貸し付けるのだから、契約は要式行為ではないといいつつも、きちんとした様式を整えることは必要であるし、公共性から貸し付けるわけなので、借りる側も貸す側もそういう基本に立って、今後に対応することが必要だと思う。

前田委員

商工振興費について

先日視察した金沢の商店街では、駐車場経営で年間2億円の自主財源を確保して様々な事業を展開していた。吉本劇場やFMスタジオがシャワー効果をもたらし、とても賑わっていた。小樽市内の商店街の状況はどうか。

商工課長

ほとんどが会費収入で賄われているが、例えば、花園銀座商店街では駐車場を運営し、商店街の事業活動やロードヒーティングの維持経費等に活用している。

前田委員

今後は自主財源の確保が重要になる。それが商店街の賑わい、延いてはまちの賑わいにも繋がっていく。行政としてはどのようなアドバイス・支援をしていくのか。

中小企業センター所長

商店街単位の自主財源確保のための施策としては、駐車場経営に助成金・無利子融資等のメニューがある。個店の体力をつけるための施策としては、アドバイザー派遣事業で計画を作り、その実行のための助成・融資を活用しているのが現状である。

前田委員

積極的に支援してほしい。視察で気づいたことは、女性の参画・活躍である。小樽では「おかみさん会」のような集まりの現状はどのようになっているのか。

商工課長

国際ソロプチミストやゾントクラブ等の女性経営者等の集まりで、経営に資するための各種セミナーを開催している。また、日専連婦人会でも自主的活動がなされ、商工会議所にも婦人部があり、経営セミナー的なものを開催している。市の各種審議会・委員会にも女性が入って活躍している。様々な機会の中で女性経営者が活動していると感じている。

前田委員

女性の良い知恵をどんどん出してほしい。その意味でも旭川の中小企業大学校への参加が難しくとも、せめて移動大学校に女性対象の講座をもっと開設してほしいがどうか。

商工課長

移動大学校では、現在、企業のステータスや技術レベルアップのために技術士や土木施工管理士の技術取得に積極的に取り組んでおり、この中で即、女性向けの講座を開催するという状況にはないが、例年、我々が開催している経営戦略セミナーの中で反映できるのではないかと思うので、今後検討したい。

前田委員

エア・ドゥについて

1,000万円出資するが、機内ではどのような小樽のPRが可能なのか。

(企画)山崎主幹

エア・ドゥ側と協議をしてきた中で、小樽市が出資をするメリットについても話し合ってきたが、機内での取り組みには航空法の制約がある。まずは、観光都市小樽のイメージアップのため、パンフやイベントのちらし等をカウンターの上に置いてもらうことからスタートしたい。

前田委員

市職員の出張時の利用についてはどのように考えているのか。

職員課長

ここ2~3年の傾向として東京方面には飛行機を利用しており、年間で250往復になる。仮にエア・ドゥにすると片道9,000円安くなり、単純計算で450万円の経費削減だが、250往復の内訳の半数以上は日帰り・1泊2日なので、1日3往復しかないエア・ドゥですべて賄えるわけではない。予約後4日以内に支払わなければならないという制約もあるので、今後どのような形で利用できるか検討中である。

前田委員

株主として支援していくのは当然であるから、ぜひとも活用してほしい。

東小樽海水浴場について

現在どのような状況になっているのか。

(港湾)工務課長

平成9、10年に土現で海水浴場を守るため離岸堤を設置したが、一部が国施行の小樽港縦貫線の橋脚部分と競合するため、その影響で海岸が浸食されている。現状では、小樽開建で地元漁民の船揚場確保のため砂利を補充したり石籠を設置している。

前田委員

海岸が侵食され、歩くのも困難な状態である。あの場所には浜茶屋の他に2つのヨットクラブがテント内にヨットを保有しているが、それも流出寸前になっている。これについては数年前から関係部局にお願いしてきたが一向に改善されていない。さらに今年は既に9月の台風による相当のダメージがあり、後がない。このクラブは自主運営管理をしており、21世紀プランの中でも理想とする生涯スポーツクラブのあり方だと思うがどうか。

教育長

初めて聞いた話であり、担当によく伺ってみたい。

前田委員

海水浴客増のためにも観光課には強力に対応してほしいがどうか。

観光課長

市関係部局と地域関係者が一丸となり従来から浸食防止を要請しており、道には今春、離岸堤の設置、海水浴シーズン前には特に前浜の浸食の著しい部分の地ならしをしてもらっている。今後は小樽港縦貫線の関係で、海水浴場のみならず漁業者との調整もあるので、関係者との協議の中で国や道にも必要な措置を要請していきたい。

前田委員

流出寸前の部分の応急措置だけはしてほしい。

鈴木委員

防波堤の沖合展開について

明治32年の開港以来、来年で小樽港は100周年を迎えるが、これまでの埋立ての総面積及び水域との割合を示せ。

(港湾)工務課長

港湾区域内の埋立面積は、現在約1.9平方キロメートル、防波堤の内側の水面は約3.3平方キロメートルであり、当時の水面からすると約4割が埋立てられている。

鈴木委員

北防波堤と南防波堤が子供の頃に比べて非常に近くなったという感がある。それだけ港内が狭くなっているわけで、いくらバックヤードを増やしても水面が減っては大型船が入れないということにもなる。

北防波堤と南防波堤の建設経緯と老朽度を示せ。

(港湾)工務課長

北防波堤は来年で100年を迎える。南防波堤・島堤はそれより5～10年程新しい。北防波堤の耐久性については、当時の設計者である広井勇博士の提案で現在国の方でコンクリートの百年試験を行っている。その結果、若干の低下は見られるが構造物の崩壊には至らないという状況である。

鈴木委員

100年もの長きに耐えるとはすごいことだが、やはり有効水域を増やしていかなければ本当の意味での港湾機能を果たせない。防波堤をもっと沖合に出して水域を拡げるという考えはないのか。

港湾部次長

昨年の港湾計画改訂作業に先駆けて小樽港湾計画調査を行った際、長期構想の中で防波堤の沖合展開について検討した経過はある。そのためには、地元意見だけでなく物流増やアクセスの問題等の要素も併せ考慮しなければならず、長期的に環境が整う推移を見ていかなければならないと考える。

鈴木委員

沖合展開によって、港湾機能の拡充だけではなくその中での栽培型漁業も考えられる。将来的に好影響をもたらすと思うので、ぜひ進めてほしい。

マイカル内の観光案内所について

今回の補正で看板と案内所の設置が盛り込まれているが、詳細を説明せよ。

観光課長

マイカルイスト側とはセンター第2棟1階への設置を話し合っている。敷地は5.5坪程度だが、観光色の濃い物販施設の集まるエリアであり、観光バスも通り、人の往来の中心となる場所なので、中心部へ回遊させるには絶好の場所と思う。

鈴木委員

この場所から市内全域に移動してもらえるように、市内回遊策も含めて考えてほしい。

西脇委員

民間マンションの公営住宅への転用について

不況が民間建設の落ち込みにも表れており、とりわけ平成9年4月からの消費税のアップが大きな原因と言われている。8年度・9年度の建築確認件数はどうなっているか。

建築指導課長

8年度が1,274件、9年度が998件である(いずれも確認後取り止めた物件を除く)。

西脇委員

276件・21.7%の減少である。確認は受理されたが実際に工事完了届が出されていない件数との関係はどうか。

建築指導課長

全国的に各都道府県・市町村で完了届提出率の統計をとっており、小樽は概ね80%前後で推移している。建築確認件数が1,200~1,300件の中で、完了届未提出は、5年度が226件、6年度が240件、7年度が234件、8年度が235件、9年度が260件となっている。

西脇委員

未提出率17~19%で推移してきたが、9年度になって26%になった理由は何か。

建築指導課長

未提出の原因は未着工・未完了の他にもいろいろ考えられるが、詳細に調査しないと何とも言えない。

西脇委員

市内でバブル崩壊の象徴ともいえるものが、アークス小樽高島である。平成3年に確認申請が下りて着工したが、平成5年から建設工事が放棄されたままである。本来はどのような計画だったのか。

建築指導課長

高島5丁目に計画されたマンションである。内容としては共同住宅58戸・地上11階地下1階の鉄筋コンクリート造・延面積5,000㎡であった。

西脇委員

先日、モリショーが倒産し、緑3丁目のマンションも建築半ばで放置されているが、これはどんな計画だったのか。

建築指導課長

84戸の共同住宅で、地上9階・地下1階の鉄筋コンクリート造、延面積9,000㎡となっている。

西脇委員

今後、これらの建設継続の見通しはあるのか。

建築指導課長

建築主が倒産し破産管財人が債務を調整している段階なので、そちらで工事再開等の検討をしているものと思うが、詳細は把握できない状況である。

西脇委員

より小規模の建築物で放置されているものも多いと推測されるが実態がよく把握されていない。今後、これら2つの物件について市は安全対策・景観対策などの面からどのように指導していくのか。

建築指導課長

アークスについては新たな土地所有者に対し、モリショーの方は管財人に、それぞれ安全対策を講じるよう申し入れ、対処できる部分是对応してもらっている。また、機会あるごとにパトロール等で現地確認に努めている。

西脇委員

当事者が破産したのだから、一般的に言って事業継続は難しい。当事者に管理責任があるのは当然だが管理能力がない場合、どのような対応を考えているのか。

建築指導課長

モリショーには管財人が建物管理のために元社員を配置しているし、アークスも土地関係者に建物管理をお願いしており、現在のところ管理者のいないケースはない。

西脇委員

こうした物件の公営住宅等への転用は考えられないのか。

住宅課長

公営住宅法の整備基準から考えると、買取り方式及び借上げ方式の対象には新たに建設された住宅のほか、既存住宅でも整備基準に適合するものや、適合するように改良したものも含むとされているので、制度上は可能と思われる。

西脇委員

今後そういうことも検討すべきではないのか。

住宅課長

地域の公営住宅供給状況、例えば緑3丁目は近隣に道営・市営が既にあり、高島にも高島住宅・かもめ団地がそれぞれ供給されているので、これ以上供給すべき需要があるかどうか検討しなければならない。また、良好なコミュニティの構築も含め1LDK~3LDKといった型別供給を考えているので、現行のマンションが型別にどんな状況かも検討が必要である。また、平成9年3定に示した住宅再生マスタープランとの関連や現在老朽市営住宅の立替を最優先に事業展開していること等を総合的に判断すると、当該物件を今購入することは難しいと考える。

高階委員

ロシア・アメリカの核実験について

先日、両国が臨界前核実験を行った。我が国の非核三原則が遵守されているか、米艦船の小樽港入港の際に核が持ち込まれてはいないのかという議論、また本市が核兵器廃絶平和都市宣言をしていること、さらには市長も度々



核実験への抗議を関係機関に申し入れている等の経過を総合的に勘案すると、今回についても抗議をするのか。

総務課長

従来よりこの件に関しては、全道市長会と歩調を合わせ対応してきている。今回についてもその一員として抗議をするということである。

高階委員

財政見直しについて

平成10年度や今後も含めてどのようになると考えているのか。

財政課長

市税は2億円程度の増収予定、普通交付税は約8億5,000万円の増額が確定している。また、市債については現段階で1億円増額が見込まれており、歳入部分はトータルで12億円程度の増収の予定である。起債限度額についても多少の増額はできそうなので道にお願いしている段階である。

支出については、今後の最大の要素は除雪費で、昨年並みでは6,000万円程度の増額となるがそれでは難しいだろうと思う。トータルでは歳入増が大きいので、現在予定している減債基金の繰入れは少なくできるのではないかと見込んでいる。

高階委員

増えるという税収の中身はどのようなものか。

税務長

主に法人市民税と固定資産税である。

高階委員

個人市民税は逆に落ち込んでいる。今回の補正も含め4定時点では、既に財調基金はないが、減債基金及び前年度繰越金の残高はいくらか。

財政課長

4定終了後の予定でそれぞれ、12億5,000万円・8,500万円である。

高階委員

エア・ドゥへの出資金について

出資の場合の財政上の基準は何か。また、この会社は何故これほど安くできるのか。

財政課長

特に基準を持っているわけではなく、個々の事例に則して、公益性の高さや他都市の取り組み等も勘案しながら政策的に判断している。

(企画)山崎主幹

航空運賃については、搭乗時のサービス(雑誌・新聞・おしぼり・飲食物)が一切なく、座席も少し狭くなっており、その分大勢を乗せる等の努力により低額で提供できる。

高階委員

市民にどれだけプラスが明らかにしなければ、公益性ありとは言えないのではないか。

企画部長

観光客入込数500万人を維持する現状で、航空機による人・物の流れが本市にとっても大きなメリットがあること、また、市職員を初め市内経済人の行き来にもメリットがあることから出資した次第である。

高階委員

安全性に不安はないのか。

企画部長

JALに整備委託するとともにプロパーの整備員によるダブルチェック体制で臨むと聞いているので心配ないと考えている。

高階委員

この会社はどのような経営基盤・経営方針をもっているのか。

企画部長

安全面の維持のためにも資金面のバックアップは必要である。道・札幌市を初め、現在道央圏を中心に8市が出資を決定しているが、さらに道民の翼として、20日の就航を目指し、エア・ドゥとしても全道212市町村に要請すると聞いている。その中で、資本金約37億円の充実と、さらなる経営体力の安定を図り、安全で安定した運航に努めるものと期待している。

高階委員

財政が厳しい中、1,000万円といえども大変な金額であり、今なんとしても出資する必要があるか疑問である。実際に就航してその実績を見たとえで判断すべきである。

マイカル内の観光案内所について

補正予算が480万円計上されているが、この案内所には人件費も含め年間1,000万円程の経費がかかるとも聞く。この程度のもならマイカルが負担してもいいのではないかと。何故ここまで市が負担しなければならないのか。

築港再開発室長

従来から、ヤード特別委でも一定面積を無償で市に貸せないかという議論もあり、交渉してきたが、常時具体的に機能させられるのかという問題もあり、最終的に、イストの一部を借りて観光案内所を設けることとした。これは市が行う観光行政・共存共栄策の一つとして、観光客を誘導するためのもので、マイカルが行うこととは別の視点に立つものである。マイカルとしては、より広域的な観光宣伝・メディアを利用した情報提供をすると聞く。

高階委員

進出にあたり至れり尽くせりだったのだから、尚更、マイカルが共存共栄の負担をすべきである。

日銀短観について

市長はどのような見解を持っているか。今後の景気見通しはどうか。

市長

マイナスは「悪い」との見方が多いということだ。確かに12月の短観では管内全産業でマイナス3.2だが、9月の時点での12月の予想はマイナス4.1だったから、予想よりは悲観的な見方が減ったと言える。ただ、来年3月の予想は12月より悪いので、今が底で今後上り調子になると一概に言えない。一方、短観以外の要素では、歳末売上げが堅調でデパートも上向きと聞き、家電・軽自動車の動きが活発化しているとも聞くので、経企庁長官曰く「変化の胎動」とまではいなくても、多少の明るさが見えつつあることに期待したい。

高階委員

貸し渋り対策について

20兆円の特別枠が設けられ10月1日からスタートしたが、11月末現在で、市の窓口で認定を受けたのが82件であるのに、信用保証協会に赴いたものは42件と相当減っている。実際に保証協会へ出向くといろいろ尋ねられるので躊躇しているのではないかと。

中小企業センター所長

年末に向けて早目に認定を受けたが然るべき時に融資に結び付けたいため、その時期を待っている状態の方もいる。認定は受けたが本当に融資されるか不安で出向かないというケースはないし、認定手続きの中でも説明態勢を整えている。また、保証協会と相談した時点でより有利な道の金融変動資金に振り替えているケースもある。こう

したことから数字上の乖離が生じているものとする。

高階委員

ネガティブリストでは、高利のノンバンクから借りていると融資しない扱いなのか。

中小企業センター所長

特別保証制度の保証協会側の判断基準としては、単に高利・ノンバンクというだけで門前払いにはならないと思う。

高階委員

保証を得て融資を受ければ何とかやっていける者は救済するはずが、各地で運用が統一されていないとすれば問題である。改めて制度趣旨に沿った運用をしてほしいがどうか。

経済部長

申請件数が少ない印象を持つが、今回の制度がプロパーで市中金利が適用され、道の資金よりも高いことも影響しているものと思う。ただ、いろいろなケースがあるかと思うので、我々としても今後については保証協会の判断基準も含め、道に具体的な話をしていかなければならないと考える。

高階委員

新谷市政について

地方自治法第2条第3項第1号に地方公共団体の事務として「住民...の安全、健康及び福祉を保持すること」とあり、原理原則となっている。これについて、市長はどのように認識しているのか。

前総合計画は、人口を22万人と想定した過大なものだったため、目標が達成できず財政難を招いたと思うがどうか。

3期12年について、市長は、めりはりをつけながらバランス良く行政を進めてきたと言うが、それは築港マイカルを優先して市民のくらしや福祉を切り捨てるという「めりはり」ではなかったのか。言葉の綾ではなく、実際に行った施策はどうであったのか。

市長

自治体の仕事は、同条に例示されているものに限られない。第1号の内容は基本的なことで、それを可能にするにはいろいろな施策をバランスのとれた形ですすめていかなければならない。その意味で自治体のやるべきことはかなり広範になっていると思う。

経済的な指標を見ても前半の達成率はかなり良かったが、バブル崩壊もあり後半が落ち込み、目標未達成のものがあるかと思う。例えば人口22万人ということを出しそれに応じた投資は過大だったのではないかという趣旨と思うが、10年先を正確に見通すことは難しく、その時々で見直しをしながらやってきており、目標達成に向け努力をしつつ投資その他については状況を見ながら慎重にやってきたということである。

確かにめりはりとバランスは相反する部分があるかもしれないが、やるべきことは沢山あるのでバランスは考えていかざるを得ない。その中でも、築港は最たるものかもしれないが、ゴミ処理場対策などにもいささかめりはりをつけてやってきたと思っている。老人保健福祉計画は、6～11年までの計画だが、老人保健施設・特別養護老人ホームは目標達成したが、中には目標達成までの整備が果たして必要なのか、当面はここまででよいのではないかと判断されるものがあるので、それらについては繰り延べてきている。併せて、予想外に浮上してきた公的介護保険制度との関連でも見直していかなければならず、今後はその中で、積み残した分を改めて見直し、施設・マンパワーのあり方を再検討することが望ましいと思う。

3期12年すべてが立派なことをやってきたと胸を張るつもりはないが、置かれた状況の中で精一杯やってきたという趣旨で答弁したつもりである。

休憩 午後3時06分

再開 午後3時30分

佐々木(勝)委員

雪処理施設の融資について

21世紀プランの重点プログラムにも「冬あったかプログラム」が取り上げられておりその実施計画(13頁)にも「雪や寒さに強い生活環境づくり」が謳われているが、その事業概要はどのようなものか。既に融雪施設の融資に関する準備に入っているのか。

(企画)安達主幹

雪処理施設の融資については10～12年度の3ヶ年で実施するものとなっているが、そのうち、融雪処理施設については11～12年度の実施、市道歩道ロードヒーティングへの助成については既存の制度があるので10～12年度の実施となっており、その費用の合算が1億4,200万円となっている。

(土木)管理課長

個人または事業所等(町会も含む)を対象に、融雪機・融雪槽・ヒーティングといった施設の工事費の融資制度を新たに設けたものである。

佐々木(勝)委員

やはりロードヒーティングは難しい状況があり、家庭や各団体でも今冬に向けて、融雪機・融雪槽を利用したいという声は大きい。11年度から実施するというのなら、それを明らかにしたうえで、今から市内の意向や実態を調査をする必要があるのではないか。

(土木)管理課長

この制度については、先進都市に職員を派遣し実態調査した中では市民に人気の高い制度であり、本市にも同じことが言えると思う。11年度から実施すると明言はできないが現在、事務レベルでは、銀行等との対応もして11年度から始められるよう最終的な詰め段階である。

佐々木(勝)委員

地域振興券について

これについては国会でも民主党は賛成していない。一言で言えば「政策・施策・事業」の流れに一貫性がなく、国民が納得・理解していないという弱点がある。

当初は景気浮揚対策のはずであり、4兆円規模で国民1人当たり3万円分支給とすれば小樽市民全体では46億2,000万円となるはずだったが、結果的に、今回の補正予算総額5兆円の内、地域振興券支給事業は7,698億円と変形した。これによる景気押し上げ効果は何%程度になるのか。

財政課長

GDPで0.1%程度と聞く。

佐々木(勝)委員

国レベルでその程度なら、小樽にとってもどの程度か想像はつく。

この事業の目的は何か。

地域振興券準備室主幹

若い親や低所得の高齢者等、比較的可処分所得の少ない層の購買力の増加及び、使用地域が市内で期間も6ヶ月以内に限られることから地域の景気回復への貢献にある。

佐々木(勝)委員

経済活性化・地域振興の他、子育て支援や高齢者対策もと目的が曖昧である点が、我々の指摘するところである。また、ある経済ジャーナリストは「子供さえいれば、どんなに収入のある家庭にも配布するのは合理性がないし不公平だ。勤労者の納めた税金で子供に小遣いを与えるようなもので、教育的配慮からも良くない。真面目な親ほど

子供のため、景気浮揚のためにどう使ったらよいかと悩むことになる。15歳までは手がかかるというが、15歳以上の方がより教育費が家計を圧迫しているのが実態なのだから、15歳で分けるのは見当違いではないか。」と指摘している。一貫性に欠けるばかりにいろいろな誤解を生んでいる。

実際に12月13日に明らかになった使い道の中で、例えばパチンコは良いがプリペイドカードはだめだとも聞くがどうか。

地域振興券準備室長

どのような分野で使用できないとするかは各市町村の判断であるが、できるだけ幅広い業種を対象にしたいと考えている。ただ、パチンコ等は果たして皆さんの理解を得られるかと考えると、対象業種にはならないだろうという方向で考えている。

佐々木(勝)委員

基本的には国のメニューに従わざるを得ないと思うが、市の裁量はどの程度あるのか。

地域振興券準備室長

国としても、地域消費を後押する面があるので、税や公共料金に使うのは如何かというような一定の基本方針を出しているが、特定事業者の部分については地域の実情を勘案して各自治体が判断するので、その面を生かす部分はかなりあると思う。

佐々木(勝)委員

当初景気対策といいつつ、変形したばかりに信頼を得ていない事業だということは指摘しておく。

武井委員

総合運動公園構想について

今日までどのような変遷を辿ってきたのか。

社会体育課長

昭和63年に大規模スポーツレクリエーション施設の調査を行い、平成元年に小樽総合運動公園の調査を行った。5年にジャンプ台の基本設計、翌6年に実施設計を行った。

武井委員

昭和54年3月に毛無山麓東南地区、56年12月には朝里温泉地区、61年には毛無山麓北東部とあちこち変更したあげく、63年に毛無山麓東北部と決定して調査費がついた。昭和63年から平成3年までの調査費総額は3,765万5,000円である。平成6年以降は7,249万1,000円である。総額1億1,014万6,000円が費やされていながら、未だにこの問題は定まっていない。毛無から朝里川温泉に変更した際、当時の部長は政策変更だと認めた。平成元年からの新総合計画では「後志の中核都市として野球場や陸上競技場や大運動場を備えた総合運動公園の建設を推進する」とあった。現在は「既存施設との調整を図りながら取り組みをする」とある。我々は一体どちらを信じればよいのか。

社会体育部長

2定でも教育長から答弁したが、当時の計画のままでは実行が難しいと考えている。現在ある施設との調整を考えながら、今後どうしていくのか企画会議において新たに検討中であり、現総合計画に沿って再度計画づくりをしていくものである。

武井委員

平成元年の時は8億700万円の事業費の予定だった。それが、1年後には100億6,200万円に跳ね上がっている。平成10年にはジャンプ台に3,500万円がついているが、手宮公園に4億円など、あちこちにばらまいている。部長は総合運動公園はできないと答弁しながら、ジャンプ台そのものには仮称とはいえ総合運動公園

ジャンプ台の名がついている。しかし、その一環ではなく国体の一環であると答弁する。総合運動公園をあきらめたのならそのように明言すべきではないか。21世紀プランの出発点でもありいつまでも20年前の構想に引きずられるべきではないと思うがどうか。

社会教育部長

3定において体育施設条例の改正を行い、「望洋シャンツェ」と名称を定めた。以前の構想については2定においてできないと答弁している。現在新たな計画を作成中である。

武井委員

名称を変更したというが、これは政策を変更した表れなのか。

社会教育部長

ジャンプ台について「望洋シャンツェ」と名称を定めたということである。

武井委員

21世紀プランの実施計画は書き直されるのか。

社会教育部長

総合運動公園については既存施設との調整を図りながら進めるということである。

市長

就任時にこの構想に対する大きな期待があり、何とか取り組めないかと、調査等を行った。しかし、第1に用地が軟弱で全部は使えないということ、第2に公園予算の範囲が非常に限られており、国の補助なしで単費でやらなくてはならないこと、第3に既存施設も当面の整備が必要といった情勢変化があった。当初は既存施設を全部ここに移せればと思ったが、関係者の中では総合運動公園もほしいが既存施設も残してほしいという希望もあり、当面の整備に追われざるをえない。こうした状況下で両方をやっていくことは難しい。ただ、まとめて1カ所に作っていきたい気持ちも持っているので、総合運動公園的なものはしりとしてジャンプ台をつくったということである。今後のあり方については、今後の既存施設整備となるべくダブらないように検討していく必要があると思う。税収の豊かな小樽になれば新たな展望も開けると思うが、将来に期待したい。

武井委員

構想は一時中断したということか。

市長

中断というより、新たなあり方を議論していく必要があると思う。構想が全く消えたというわけではないと思う。

浅田委員

葉袋の点字表示について

市内に視聴覚障害者は何名いるのか。

社会福祉課長

約300人である。

浅田委員

小樽病院の葉袋に、服用方法や処方日数等がわかるような点字シールを貼ることはできないか。

(樽病)総務課長

福祉部と相談しながら何らかの対応を検討していきたい。

浅田委員

既に道立病院では10カ所が導入し、患者にも非常に喜ばれている。また、本年8月15日に、厚生省の保健医療局から国立病院に対し点字表示や識別しやすいように文字を大きくするなどの工夫をするよう通達が出ている。

ぜひとも参考にしてほしい。

(樽病)総務課長

参考にしながら現施設でどんなことができるか研究したい。

浅田委員

地域振興券について

この問題について我々はallornothingではないと考えている。要求した規模は4兆円だが、それが7,000億円規模にはなったからといってゼロでよいというわけではなくそれはそれでやむを得ないということで進めてきた。今、小樽に8億4,000万円の金が入ってくるというのに、それはいらぬということにはならない。それが景気対策にならないとか福祉ならいいとかいう問題ではないし、庶民や商店というのはもっとしたたかである。橋本高知県知事も「反対している場合ではない。地域も商店街もこれをどう利用するか知恵を絞らなければならない。」と言っているが、全く同感である。この事業全体について市長の見解を伺いたい。

市長

今までにない新しい試みであるので、いろいろな議論があると思う。それはさておいても、減税であればいつの間にかもらったようなもらわないような感じがするが商品券であればそれで何か買おうという気になるから、金額に拘らず消費を誘発する効果はあると思う。手数料がかかるのは難だがこういったものが拡大されると、地元商店と消費者の結び付きが深まるだろうし、そうした意味で効果が上がるようにスムーズに実施していきたい。

委員長

質疑終結。

休憩 午後4時13分

再開 午後4時55分

委員長

修正案の提出者より趣旨の説明を求める。

西脇委員

日本共産党を代表し、くらしの緊急貸付金・かけこみ緊急資金貸付金を実現するための議案第1号に対する修正案の趣旨説明をする。

長引く不況は出口の見えないトンネルに入り込んで全く先が見えてこない。日銀の12月の短観によると、企業の景気に対する見方は一層悪化し、小淵内閣の失政のもとで深刻さを増し、特に中小企業・製造業は調査開始以来最悪と、实体经济の危機的状況を映し出している。中小企業のまち小樽でも、マイカル効果があっても失業・企業倒産が増え、生活保護費増額の補正予算が市民生活の困難な状況を反映している。とりわけ、各種融資制度があってもそれを利用できない業者があり、こうした業者や市民を対象に市が直貸ししその窮状改善に役立てるものである。皆さんの賛成を請う。

委員長

これより一括討論に入る。

高階委員

共産党を代表し、修正案に賛成、議案第4号に反対の討論を行う。

未曾有の不況の中で、市民のくらしを守る立場から、くらしの緊急貸付金・かけこみ緊急資金貸付金を実施すべきというのが修正案である。その財源は、マイカル内の観光案内所・案内板480万円、エア・ドゥ出資金1,000万円、減債基金の取り崩しを合わせて1億5,000万円となっている。

議案第4号は、塩谷E団地児童遊園を道路拡幅のため用途廃止するものであるが、代替地を確保してでも存続させるべきである。

佐々木(勝)委員

議案第24号について棄権の討論を行う。

民主党は先の臨時国会においても景気対策についての数々の施策を提案してきたが取り入れられず、この地域振興券が可決された。景気対策の観点からは、必ずしも実効性があるとは言えないと判断し、採決にあたっては棄権とする。

委員長

討論終結。これより順次採決する。採決の結果、議案第1号に対する修正案については賛成少数により否決、議案第1号、第4号、第24号については賛成多数により原案可決と、その他の案件については原案可決と全会一致で決定。

閉会宣告。